

2022 年 6 月 8 日
有限責任 あずさ監査法人
会計プラクティス部

企業会計基準公開草案第 71 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」
企業会計基準公開草案第 72 号「包括利益の表示に関する会計基準（案）」
企業会計基準適用指針公開草案第 72 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」
に対するコメント

当監査法人 会計プラクティス部は、2022 年 3 月 30 日に公表された以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）に関するコメントを検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

- 企業会計基準公開草案第 71 号（企業会計基準第 27 号の改正案）
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（以下「法人税等会計基準改正案」という。）
- 企業会計基準公開草案第 72 号（企業会計基準第 25 号の改正案）
「包括利益の表示に関する会計基準（案）」以下「包括利益会計基準改正案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 72 号（企業会計基準適用指針第 28 号の改正案）
「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（以下「税効果適用指針改正案」という。）

質問 1（税金費用の計上区分に関する質問）

（質問 1-1）税金費用の計上区分についての原則に関する質問

本公開草案においては、税金費用の計上区分についての原則として、当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意する。

ただし、その他の包括利益に対して課税される場合として、グループ通算制度の開始時等のその他有価証券の評価差額（法人税等会計基準改正案第 25-2 項）及び退職給付の未認識数理計算上の差異等（同第 29-6 項）について記載されているが、公開草案の

コメント募集文書においては、その例示が上記を含め 4 つ記載されており、法人税等会計基準改正案で記載されていないものもある。よって、結論の背景においてその他の包括利益に対して課税される場合の例示を追加記載することが望まれる。

質問 1 (税金費用の計上区分に関する質問)

(質問 1-2) 複数の区分に関連することにより、株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難な場合の取扱いに関する質問

本公開草案においては、例外的な定めとして、複数の区分に関連することにより、株主資本又はその他の包括利益に計上する法人税、住民税及び事業税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上することができることとすることを提案しています。また、当該定めに該当する取引として退職給付に関する取引を想定していることを記載することで、現時点における当該例外的な定めの対象を明確化することとしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

法人税等会計基準改正案第5-3項では、複数の区分に関連することにより、株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上できるものとしている。「困難である」かどうかは財務諸表作成者が判断するものであり特別な判断基準はないということにより明瞭にしていきたい。

また、「複数の区分に関連することにより、株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難な場合の取扱い」として、例外的な定め適用は、退職給付に関する取引を想定していることを明記している（法人税等会計基準改正案第29-6項及び第29-7項参照）。この点、退職給付に関する取引であっても、当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することを原則としており、「困難である」と判断された場合においてのみ例外的な定めとして当該税額を損益に計上することができるということであるか明確にしていきたい。法人税等会計基準改正案第29-7項において、例外的な定めを選択するか否かは「会計方針」の選択に該当すると考えられるとされているが、退職給付に関する取引であっても、「困難である」と判断された場合においてのみ例外的な取扱いが選択可能ということなのか合わせて明確にしていきたい。

質問 1 (税金費用の計上区分に関する質問)

(質問 1-3) その他の会計処理に関する質問

本公開草案において提案している原則に関連するその他の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

確定給付制度を採用している場合など、複数の区分に関連することにより、株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難な場合、該当する法人税、住民税及び事業税等を損益に計上することができるとされている。

当該法人税、住民税及び事業税等の金額は年度によっては金額的に重要になりうる可能性があり、また、当該処理を採用するかどうかによっては、当期純利益の金額に直接影響を及ぼすことになる。

そのため、企業間の比較可能性の観点から、その他の包括利益で認識される法人税等と損益に計上される法人税等の額に関して何らかの注記を行う必要性の有無について検討されたい。

質問 1 (税金費用の計上区分に関する質問)

(質問 1-4) その他の包括利益の開示に関する質問

本公開草案においては、本公開草案において提案している原則に従ってその他の包括利益に計上される法人税、住民税及び事業税等について、「税効果の金額」に関して求められる開示に含めるとともに、両者をあわせて「税金費用の金額」とすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意する。

質問 2（グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果に関する質問）

（質問 2-1）連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱い及び子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の一時差異の取扱いに関する質問

本公開草案においては、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直し及びそれに伴う子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の一時差異の取扱いの見直しについて提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意する。

質問 2（グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果に関する質問）

（質問 2-2）連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の個別財務諸表における取扱いに関する質問

本公開草案においては、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の個別財務諸表における取扱いについては、見直さないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意する。

質問 3（適用時期等に関する質問）

本公開草案の適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意する。

質問 4（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント】

同意する。

以 上